（証券コード　9508）
平成27年６月４日

株　主　各　位

福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号
九　州　電　力　株　式　会　社
代表取締役社長　瓜　生　道　明

第91回定時株主総会招集のお知らせ

拝啓　平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何とぞご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又は電磁的方法による議決権行使が可能でございますので、お手数ながら、後記の参考書類をご高覧のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

＜書面による議決権行使の場合＞

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りください。

＜電磁的方法による議決権行使の場合＞

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、パソコンから当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（http://www.web54.net）へアクセスのうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、お手続の際には、後記の「議決権の行使についてのご案内」（20ページから21ページ）を必ずご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１	日　　時	平成27年６月25日（木曜日）午前10時
２	場　　所	福岡市中央区渡辺通一丁目１番２号 ホテルニューオータニ博多　４階「鶴の間」 （末尾のご案内図をご参照ください。）

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として使用いたしますので、お手数ながら、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、**議決権を行使することができる株主以外の方（株主でない代理人の方など）はご入場いただけません**のでご注意ください。

3　目的事項

報 告 事 項

1　第91期（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告について

2　会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告について

決 議 事 項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案　取締役全員任期満了につき14名選任について
第２号議案　監査役２名任期満了につき２名選任について
第３号議案　補欠監査役１名選任について

＜株主提案（第４号議案から第10号議案まで）＞

第４号議案　取締役瓜生道明氏解任について
第５号議案　定款の一部変更について（1）
第６号議案　定款の一部変更について（2）
第７号議案　定款の一部変更について（3）
第８号議案　定款の一部変更について（4）
第９号議案　定款の一部変更について（5）
第10号議案　定款の一部変更について（6）

上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」（３ページから18ページ）に記載してあります。

以　上

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

参考書類等に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_index）に掲載しますのでご了承ください。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで)＞

第１号議案から第３号議案までは、会社提案によるものであります。

第１号議案　取締役全員任期満了につき14名選任について

現任取締役13名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役14名の選任についてご承認をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
1	貫（ぬき）　正義（まさよし） (昭和20年１月27日生)	昭和43年４月　当社入社 平成19年６月　当社取締役常務執行役員事業開発本部長 兼情報通信本部長 平成21年６月　当社代表取締役副社長お客さま本部長 平成22年６月　当社代表取締役副社長 平成24年４月　当社代表取締役会長 現在に至る	４３,２０３株
2	瓜生（うりう）　道明（みちあき） (昭和24年３月18日生)	昭和50年４月　当社入社 平成21年６月　当社取締役常務執行役員火力発電本部長 平成23年６月　当社代表取締役副社長火力発電本部長 平成24年１月　当社代表取締役副社長 平成24年４月　当社代表取締役社長 現在に至る	２３,７００株

番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
3	よし　ざこ　　とおる **吉　迫　　徹** (昭和27年9月20日生)	昭和50年4月　当社入社 平成21年6月　当社執行役員鹿児島支店長 平成23年7月　当社執行役員鹿児島支社長 平成24年6月　当社取締役上席執行役員電力輸送本部長 平成25年6月　当社代表取締役副社長 現在に至る	13,200株
4	さ　とう　なお　ふみ **佐　藤　尚　文** (昭和26年8月27日生)	昭和51年4月　当社入社 平成21年6月　九州林産株式会社代表取締役社長 平成21年6月　当社理事九州林産株式会社出向 平成23年6月　九州林産株式会社代表取締役社長退任 平成23年6月　当社上席執行役員業務本部長 平成24年6月　当社取締役常務執行役員業務本部長 平成26年6月　当社代表取締役副社長 現在に至る	17,811株
5	あら　まき　とも　ゆき **荒　牧　智　之** (昭和27年10月23日生)	昭和50年4月　当社入社 平成22年7月　当社上席執行役員事業推進本部長 兼人材活性化本部長 平成24年6月　当社取締役常務執行役員人材活性化本部長 兼社長室長 平成26年6月　当社取締役常務執行役員人材活性化本部長 (社長室に関する事項) 現在に至る	18,500株

番号	氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
6	伊崎数博（いざきかずひろ） (昭和29年1月12日生)	昭和53年4月　当社入社 平成21年6月　当社火力部長 平成23年6月　当社執行役員火力発電本部副本部長 平成24年1月　当社上席執行役員火力発電本部長 平成24年6月　当社取締役上席執行役員火力発電本部長 平成24年7月　当社取締役上席執行役員発電本部副本部長 平成25年6月　当社取締役常務執行役員発電本部長 現在に至る	10,703株
7	山元春義（やまもとはるよし） (昭和22年4月25日生)	昭和47年4月　当社入社 平成21年6月　当社取締役常務執行役員川内原子力総合事務所長 平成23年6月　当社代表取締役副社長原子力発電本部長 兼川内原子力総合事務所長 平成24年6月　当社代表取締役副社長原子力発電本部長 平成24年7月　当社代表取締役副社長発電本部長 平成25年6月　当社代表取締役副社長 現在に至る	28,806株
8	薬真寺偉臣（やくしんじひでおみ） (昭和28年4月8日生)	昭和51年4月　当社入社 平成22年6月　当社執行役員熊本支店長 平成23年7月　当社執行役員熊本支社長 平成24年6月　当社取締役上席執行役員立地本部長 兼地域共生本部長 平成25年6月　当社取締役常務執行役員立地本部長 兼地域共生本部長 平成26年6月　当社取締役常務執行役員地域共生本部長 現在に至る	9,301株

番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
9	佐々木（ささき）　有三（ゆうぞう） (昭和28年4月18日生)	昭和53年4月　当社入社 平成22年6月　当社執行役員土木部長 平成22年7月　当社執行役員技術本部土木部長 平成23年6月　当社上席執行役員技術本部長 平成26年6月　当社取締役常務執行役員技術本部長 現在に至る	20,300株
10	※ 中村（なかむら）　明（あきら） (昭和26年6月2日生)	昭和52年4月　当社入社 平成22年6月　当社執行役員原子力発電本部原子力管理部長 平成23年6月　当社上席執行役員原子力発電本部副本部長 平成24年7月　当社上席執行役員発電本部（安全・品質保証担当） 現在に至る	25,112株
11	※ 渡辺（わたなべ）　義朗（よしろう） (昭和29年1月25日生)	昭和52年4月　当社入社 平成22年6月　当社営業部長 平成23年6月　当社理事お客さま本部営業部長 平成23年7月　当社理事お客さま本部部長（営業） 平成24年6月　当社執行役員熊本支社長 平成26年6月　当社上席執行役員経営管理本部長 現在に至る	10,348株
12	※ 長尾（ながお）　成美（なるみ） (昭和30年1月8日生)	昭和52年4月　当社入社 平成21年7月　当社経営企画本部組織・人材担当部長 平成23年7月　当社経営企画本部部長（経営戦略） 平成24年6月　当社執行役員経営企画本部副本部長 平成26年6月　当社上席執行役員経営企画本部長 現在に至る	5,505株

番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
13	わたなべ　あきよし **渡辺顯好** (昭和17年8月10日生)	平成8年6月　トヨタ自動車株式会社取締役 平成10年6月　トヨタ自動車九州株式会社取締役（非常勤） 平成13年6月　トヨタ自動車株式会社常務取締役 平成14年6月　同上退任 平成14年6月　トヨタ自動車九州株式会社代表取締役社長 平成19年5月　社団法人九州経済連合会（現一般社団法人九州経済連合会）副会長 現在に至る 平成20年6月　トヨタ自動車九州株式会社代表取締役会長 平成21年6月　当社取締役 現在に至る 平成23年6月　トヨタ自動車九州株式会社相談役 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 トヨタ自動車九州株式会社相談役	14,500株
14	※ きくかわりつこ **菊川律子** (昭和27年2月22日生)	昭和49年4月　福岡県庁入庁 平成17年4月　福岡県立社会教育総合センター所長 平成19年4月　福岡県立図書館長 平成20年3月　福岡県退職 平成20年4月　独立行政法人国立青少年教育振興機構理事 平成23年3月　同上退任 平成24年4月　国立大学法人九州大学理事 平成26年9月　同上退任 平成26年10月　放送大学学園特任教授福岡学習センター所長 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 放送大学学園特任教授福岡学習センター所長	なし

（※印は、新任候補者であります。）

（注）　1　渡辺顯好氏、菊川律子氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に定める社外取締役候補者であります。
2　渡辺顯好氏、菊川律子氏は、各証券取引所が定める独立役員の候補者であります。
3　渡辺顯好氏につきましては、当社社外取締役として相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、かつ、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただける最適な人材であると判断しまして、選任をお願いするものであります。
4　菊川律子氏につきましては、当社社外取締役として相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、かつ、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただける最適な人材であると判断しまして、選任をお願いするものであります。
5　菊川律子氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、国立大学法人九州大学理事などの幅広い経験により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
6　当社は、渡辺顯好氏との間に、会社法第423条第 1 項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
7　菊川律子氏が選任された場合、当社は、同氏との間に、会社法第423条第 1 項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
8　渡辺顯好氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって 6 年であります。

第２号議案　監査役２名任期満了につき２名選任について

監査役松井　茂、矢田俊文の両氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役２名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
1	※ おさ　　のぶ　や 長　　宣　也 (昭和29年12月28日生)	昭和52年４月　当社入社 平成21年６月　当社経理部長 平成23年６月　九州林産株式会社代表取締役社長 現在に至る 平成23年６月　当社理事九州林産株式会社出向 現在に至る	5,101株
2	※ おおたがき　たつ　お 太田垣　立　郎 (昭和25年７月30日生)	平成19年５月　株式会社三越取締役常務執行役員百貨店事業本部副本部長兼商品本部長 平成20年３月　同社取締役専務執行役員百貨店事業本部副本部長 平成21年４月　同社取締役専務執行役員百貨店事業本部長 平成22年３月　株式会社福岡三越代表取締役社長 平成22年６月　株式会社岩田屋代表取締役社長執行役員 平成22年10月　株式会社岩田屋三越代表取締役社長執行役員 平成23年４月　株式会社三越伊勢丹ホールディングス専務執行役員 平成23年６月　同社取締役専務執行役員 平成24年４月　株式会社岩田屋三越代表取締役社長執行役員兼営業本部長 平成26年４月　同社取締役会長 平成27年３月　株式会社三越伊勢丹ホールディングス専務執行役員退任 平成27年３月　株式会社岩田屋三越取締役会長退任	なし

（※印は、新任候補者であります。）

（注）　1　太田垣立郎氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 8 号に定める社外監査役候補者であります。
2　太田垣立郎氏は、各証券取引所が定める独立役員の候補者であります。
3　太田垣立郎氏につきましては、当社社外監査役として相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、かつ、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただける最適な人材であると判断しまして、選任をお願いするものであります。
4　太田垣立郎氏が選任された場合、当社は、同氏との間に、会社法第423条第 1 項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任について

社外監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役１名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
やま　で　かず　ゆき 山　出　和　幸 （昭和27年3月28日生）	昭和51年４月　弁護士登録 現在に至る 昭和56年６月　山出和幸法律事務所設立 現在に至る 平成８年４月　福岡県弁護士会副会長（平成９年３月まで） 平成19年３月　鳥越製粉株式会社監査役（非常勤） 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 弁護士（山出和幸法律事務所）	なし

（注）１　山出和幸氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者の要件を充たしております。

２　山出和幸氏は、各証券取引所が定める独立役員の要件を充たしております。

３　山出和幸氏につきましては、当社社外監査役に相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、かつ、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただける最適な人材であると判断しまして、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

４　山出和幸氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての知識・経験により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

５　山出和幸氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間に、会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

＜株主提案（第４号議案から第10号議案まで）＞

第４号議案から第10号議案までは、株主提案（69名）によるものであります。

第４号議案　取締役瓜生道明氏解任について

◆提案内容

社長就任後３年間、経営の抜本的改革を怠り赤字決算を続けた結果、株主が本来享受できた配当を支払えなかった経営陣の責任を明確にすべく、取締役瓜生道明氏の解任を決議する。

◆提案理由

当社は2011年度以降４期連続の赤字決算である。この間の経常損失は総額で約8000億円に達する。その結果、株主に対する重要な責任たる配当は、11年度は剰余金取り崩しで１株当たり50円配当したものの、以降３期連続無配である。この赤字の理由として経営陣は原発停止による発電費高騰を第一に挙げる。しかし一方で、稼働しない原発維持に３年間で4489億円、再稼働のための安全対策費等に3000億円以上を費やす見込みである。すなわち原発に拘ってきたがために、赤字額以上の費用負担を迫られてきたのも事実である。新聞報道によれば、電力自由化で先行する米国では原発の廃炉が相次いでいる。価格競争にさらされコスト高の原発が利益を生まなくなったからだ。日本も16年に電力の完全自由化が始まる。原発がお荷物になる可能性も十分ある。そうした状況を前に、原発にしがみつく瓜生社長の経営判断力に異議を呈さずにはおれない。辞任を求めるゆえんである。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国は、昨年４月に閣議決定された新たなエネルギー基本計画において、原子力発電を「重要なベースロード電源」と位置付けており、当社としても、原子力発電は、安全の確保を大前提に、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策など総合的な観点から、その重要性は変わらないと考えております。

また、当社は、長期的な観点から将来にわたり原子力を活用することで、火力燃料費等を抑制し、コスト削減に努め、経営を安定化させる所存です。

瓜生取締役は、経営の安定化に向けた様々な経営課題に対し真摯に取り組むとともに、経営全般にわたりその手腕を発揮し、当社事業の発展のために尽力しております。また、法令及び定款に従い、取締役として忠実に職務を遂行しており、解任を求められる事由はありません。

第５号議案　定款の一部変更について (1)

◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

第７章　その他
（原発事故避難のための調査検討委員会の設置）
第40条　当会社に、取締役を長とし、学識者、消費者、非営利団体代表等をもって構成する、原発事故避難のための調査検討委員会を設置する。
2　同委員会から報告が出るまでの間、原発の再稼働は行わない。

◆提案理由

原子力災害対策指針によれば、「原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有している」とある。原発事故は電力会社に責任があることは明白だが、避難計画は原子力災害対策特別措置法に基づき、自治体が策定することになっている。しかし、実効性のある避難計画はどこにもできていない。また、国民の間には、「避難計画が必要になるような原子力エネルギーを頼んだ覚えはない」という根強い意見もある。今後も、原発を推進するならば、企業の責任として原発事故避難のための調査、検討を行うことは当然なことである。よって、当会社に原発事故避難のための調査検討委員会を設置する。尚、同委員会は、取締役を長とし、学識者、消費者、非営利団体代表等をもって構成することとする。また、同委員会からの検討報告が出されるまでは、原発の再稼働は行わない。

〇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、福島第一原子力発電所のような事故は決して起こさないという固い決意のもと、更なる安全性向上のための自主的かつ継続的な取組みを進めております。

原子力防災については、原子力災害対策特別措置法に基づき、国、自治体、事業者が一体となって取り組んでおります。

自治体においては、災害対策基本法に基づき、地域防災計画及び避難計画が策定されており、国、自治体で構成される地域原子力防災協議会が、その充実・強化に向けた検討を行っております。

当社は、国、自治体の防災計画と整合を図った、事業者防災業務計画を的確に遂行するとともに、避難訓練を含めた原子力防災訓練を国・自治体と連携して定期的に行うなど、防災体制の改善と防災対策の実効性の向上に、継続して取り組んでおります。

また、当社は、自治体のご要望等に対し、誠意を持って取り組むこととしております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第 6 号議案　定款の一部変更について (2)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（福島原発事故調査研究委員会の設置）
第41条　当会社に、福島原発事故を独自に調査研究する委員会を設置する。委員会には、担当取締役を置き、各専門家、市民、地域住民、その他により構成する。同委員会は、福島事故に関わる情報の収集・分析・調査・情報の公開をその目的とする。

◆提案理由

福島原発事故から 5 年目を迎えるのを機にこの委員会を立ち上げる。これまで、当社の広報や説明会等で、「福島事故を踏まえ」(第90期報告書など）という文言はあるものの、その内容についての周知は不十分である。福島事故を機に、ドイツをはじめ欧米各国では、脱原発や廃炉の時代に入ろうとしているとき、当社にはその機運すら見えない。しかし、福島原発事故をどうとらえるか。事故原因から、今も収束しない事故の現状、放射能による環境汚染や避難をめぐる問題、賠償や補償、除染やその後の貯蔵管理など、その実相の総体を把握すること抜きに、原発について、さらに、選ぶべきエネルギー政策について判断することはできない。再稼働をめぐっては、「規制委員会」も「国」も責任の所在を明らかにせず、「最終的には事業者の責任」と発言している。自立した公益企業としての責任と展望を持つためにこの委員会は不可欠である。

〇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

福島第一原子力発電所の事故については、国会、政府、民間等の事故調査委員会による調査と検証が行われました。また、原子力規制委員会においては、事故の教訓や事故調査委員会などからの指摘を踏まえ、新規制基準を策定するとともに、事故の未解明問題に対する調査が引き続き進められております。

当社は、福島第一原子力発電所のような事故は決して起こさないという固い決意のもと、新規制基準への適合はもとより、事故の未解明問題に対する調査結果や技術的知見の収集に努めながら、原子力発電所の安全確保に万全を期すこととしております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第７号議案　定款の一部変更について (3)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（原子力推進費調査検討委員会の設置）
第42条　当会社に、原子力推進費調査検討委員会を設置し、原子力発電を推進するにあたり補償金・協力金名目として出した拠出金を調査検討し、結果を株主に公表する。

◆提案理由

今期についても1150億円の赤字計上となり、株主に対して無配が今後も予想される。会計処理の透明化と無駄な経費の抑制は健全な財政状況を実現するためには不可欠である。これまで、当社による放漫な協力金等の拠出により、立地自治体は原発マネー依存体質となり、汚職、反社会的勢力の温床と化しているかのような新聞報道を目にする。当社は、判明しているだけでも唐津市にあるセンタービルに５億円、早稲田校に20億円、鳥栖市のがん治療センターに40億円の寄附が見込まれている。

一方、玄海町は1.9キロメートルの道路改修に28億円、小中一貫校に40億円の予算を計上している。これ等の不透明な資金の流れが、地域社会に与える影響は計り知れないものがある。よって、当会社に「原子力推進費調査検討委員会」を設置し、不透明な資金の流れを明らかにし、これらを一掃する。

〇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社がお客さまに電気を安定的にお届けしていくためには、電源地域の皆さまからご理解とご協力をいただくことが不可欠であります。

このため、当社は、電源地域と共存共栄を図るという考え方のもと、当該地域の持続的な発展のお役に立つため、地域の実情などを踏まえ、個々の案件毎に必要性や重要性、内容の妥当性などを十分検討し、協力を実施してまいりました。

今後も、協力の実施にあたっては、当社を取り巻く経営環境を踏まえ、適切に対応してまいります。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第 8 号議案　定款の一部変更について (4)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（原発災害への補償金積立て） 第43条　当会社は、原発災害への補償金を積み立てない限り、再稼働を行わない。

◆提案理由

当社は、川内原発再稼働差し止め仮処分裁判において、債権者（原告）に対し、一日につき 5 億円の補償金（担保金）を要求した。今後、玄海原発についても同様の仮処分の申し立てがなされる可能性もあることからすると、同様に補償金を要求することが考えられる。

一方で新聞報道等によれば、福島原発事故の損害額は11兆円を超える見通しとある。内訳は、除染費用 2 兆5000億円、廃棄物の中間貯蔵施設整備費用 1 兆1000億円、廃炉と汚染水対策に 2 兆円、賠償費用が 5 兆円超である。しかもこれらの金額には最終処分の費用などは含まれておらず、40年続くと言われる廃炉費用も膨らみ続ける可能性もある。

当社が原発を再稼働した場合、原発災害に対し、巨額の補償をしなければならないことからすると、別途、最低でも10兆円を準備しておくべきである。原子力災害に対する補償のための準備金を用意できないのであれば、再稼働は断念すべきである。

〇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、福島第一原子力発電所のような事故は決して起こさないという固い決意のもと、更なる安全性向上のため自主的かつ継続的な取組みを進めております。

当社は、万が一、原子力災害が発生した場合に備え、被災者に対する迅速・確実な賠償を担保するため、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき民間保険契約及び政府補償契約を締結するとともに、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に基づき一般負担金を支払うなど、損害賠償額が巨額となる場合の備えとして原子力損害賠償制度を活用していることから、別途、補償のための準備金を用意する必要はないと考えます。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

なお、仮処分手続における担保金とは、裁判所が、保全命令を発令するに際し、債権者に要求するものであり、原子力災害への補償金とは異なります。当社は、川内原子力発電所再稼働差止仮処分において、裁判所から担保に関する意見を求められたため、当社の意見を述べております。

第 9 号議案　定款の一部変更について (5)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（当社の予知可能の見解が学術誌に掲載されるまで再稼働を行わない）

第44条　火山学会、地震学会の「予知は不可能」との見解が間違いである立証を、世界的権威のある学術誌に投稿し、当会社の「予知は可能」との見解が正当であることを学術的に立証できるまで、原発の再稼働は行わない。

◆提案理由

自然災害による原発事故が起きない学術的保証が無ければ、再稼働が安全とは言えない。学会の見解は「予知は不可能」というものであるが、当社は「予知は可能」としている。これが真理なら、世界的に権威有る学術誌に予知が可能であることを立証した論文を投稿すれば掲載され、学会の誤りが立証されるはずである。再稼働は当社の見解が世界的に承認を受けた後に行うべきである。投稿に当たっての注意点を示す。(1) 破局的火山噴火の予兆について、九州の火山とは無縁なサントリーニ火山の論文（著者自身が日本の火山のことは知らないと言って居る）だけを根拠にするという非科学的な投稿はすべきでない。(2) 地震での基準振動予測で、川内原発と福島原発とでは地下構造が異なっているのに、川内原発でのデータを単純に福島に当てはめると言う非科学的な投稿はすべきでない。

〇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、火山や地震について、新規制基準や最新の知見に基づき、原子力発電所に与える影響の観点から適切な評価を行っており、これらの予知が可能であることを前提としているものではありません。

火山については、噴火履歴やマグマ溜まりの状況などから、運用期間中に原子力発電所に与える影響は、極めて小さいと評価しております。また、地震については、詳細な地質調査や豊富な観測記録を基に、地域的な特徴や自然現象の不確かさを踏まえ、将来起こりうる最大級の地震を想定し、これに対し、十分な余裕を確保した発電所施設の耐震設計を行っております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第10号議案　定款の一部変更について（6）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（原発廃炉等検討委員会の設置） 第45条　当会社に、原発廃炉等検討委員会を設置する。

◆提案理由

1970年代後半に本格化した日本の原子力発電は、これから「廃炉の時代」に入る。当社も玄海原発１号機の廃炉を決定した。廃炉によって直面するのが、捨てることができない大量の放射性物質＝「核のゴミ」の発生である。現在検討されている廃炉作業の手順は、第１段階が使用済み核燃料の取り出し、建屋周辺の設備や機器の撤去、第２段階が原子炉建屋内の設備撤去、第３段階が原子炉容器の解体撤去、第４段階が建屋内の放射性物質除去、その後、建屋を解体撤去し更地にするというものであるが、我国では商業用原子炉の解体撤去という作業は未だ経験のない領域であり、その安全性には疑問も残る。よって、当社は取締役を長とする「原発廃炉等検討委員会」を設置し、原発廃炉のあり方について調査・検討を行うこととする。尚、同委員会からの検討結果が出されるまでの間、玄海１号機の廃炉作業は凍結するものとする。

〇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、玄海原子力発電所１号機の廃止については、原子炉等規制法に基づき廃止措置計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けた後、安全を最優先に解体工事等を実施してまいります。

また、原子炉施設の解体によって発生する放射性廃棄物は、放射能レベルや性質に応じて適切に仕分けを行い、処理・処分してまいります。

国内外の原子炉では、140基以上の廃止措置が進められており、そのうち13基（平成26年７月現在）については措置が完了しており、廃止措置の技術は確立されていると考えております。

当社は、国内外の廃止措置に係る様々な知見を取り入れながら、安全を最優先に廃止措置を着実に進めてまいります。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

ーメ　モー

議決権の行使についてのご案内

1　当日ご出席いただけない場合のご案内

議決権行使書、電磁的方法による議決権行使のほか、議決権を有する他の株主さまおひとりに委任して議決権をご行使いただけます。

2　書面による議決権行使のご案内

議決権行使書による議決権行使は、株主総会の前日（平成27年６月24日〔水曜日〕）午後５時までに到着したものを受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申しあげます。

3　電磁的方法による議決権行使のご案内

(1)　電磁的方法による議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（http://www.web54.net 以下「議決権行使サイト」といいます。）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。

〔電磁的方法により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となりますので、ご注意ください。〕

(2)　電磁的方法による議決権行使は、株主総会の前日（平成27年６月24日〔水曜日〕）午後５時までに行使されたものを受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申しあげます。

(3)　書面と電磁的方法により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(4)　電磁的方法により、複数回数の議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(5)　議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。

【パスワードのお取扱い】

① パスワードは、議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切に保管ください。

② パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。

③ パスワードは一定回数以上間違えて入力すると、ご利用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続ください。

【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること

② 画面の解像度が、横800ドット×縦600ドット（ＳＶＧＡ）以上であること

③ 次のアプリケーションをインストールし、使用できる状態であること

(ア) マイクロソフト社が現在サポートしているバージョンのMicrosoft® Internet Explorer

(イ) アドビシステムズ社が現在サポートしているバージョンのAdobe®Reader® 又は、 Adobe® Acrobat® Reader®

（議決権行使サイトで、参考書類や事業報告をご覧になる場合）

〔Microsoft®及び Internet Explorer は米国マイクロソフト社の、Adobe® Reader®、Adobe® Acrobat® Reader® はアドビシステムズ社の、 それぞれ米国及び各国における登録商標又は商標です。〕

電磁的方法による議決権行使に関してパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記までお問い合わせください。

◆三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話　0120-652-031（フリーダイヤル）（午前9時～午後9時）

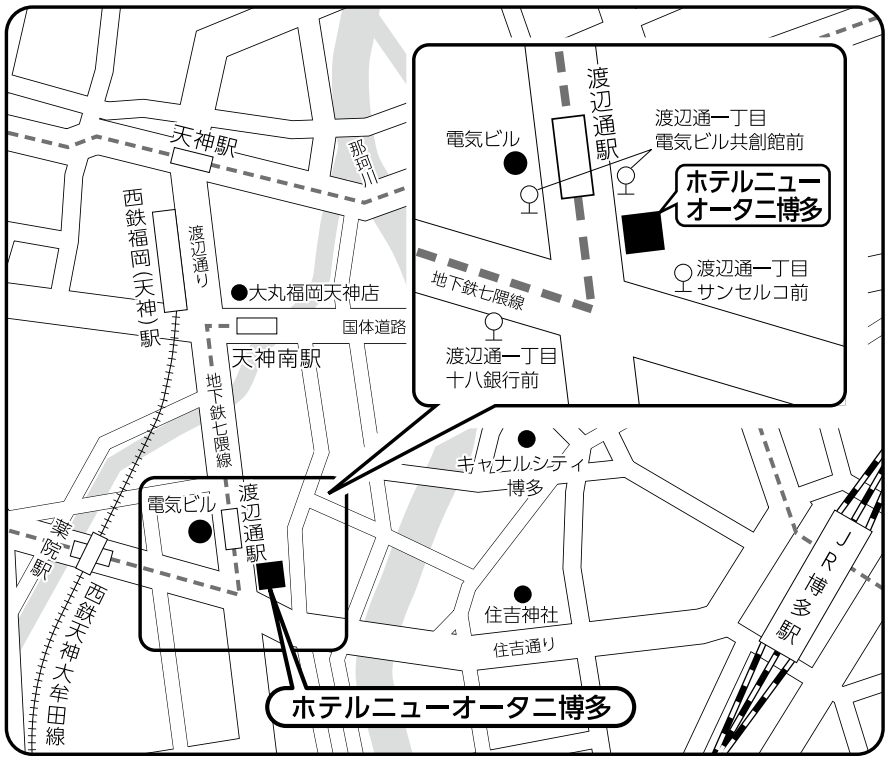
4　議決権電子行使プラットフォームのご案内

機関投資家の皆さまにつきましては、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

福岡市中央区渡辺通一丁目１番２号
ホテルニューオータニ博多　４階「鶴の間」



交　　通　・ＪＲ博多駅より　　バス（約10分）
・天　神　よ　り　　バス又は地下鉄（約３～10分）
・西鉄薬院駅より　　徒歩（約７分）

お 願 い　・お車でのご来場はご遠慮ください。
・グループ会社商品の配布は取りやめさせていただいております。
何とぞご理解賜りますようお願い申しあげます。

お知らせ　・「定時株主総会決議のお知らせ」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）への掲載のみとさせていただいておりますのでご了承ください。

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、個人消費などに弱い動きがみられたものの、全体として緩やかな回復基調が続きました。九州経済も、設備投資が着実に持ち直したほか、雇用・所得環境も改善するなど、緩やかに回復してきました。

当社グループにおきましては、電気事業において、原子力発電所の停止が長期化し、依然として厳しい需給状況が続くとともに、原子力を代替する火力燃料費等の増大により厳しい収支・財務状況が続いております。

こうした中、自己資本の増強による経営の安定化を図るため、昨年８月、株式会社日本政策投資銀行を割当先とする1,000億円のＡ種優先株式を発行するとともに、引き続きグループ一体となって、徹底した経営効率化や、原子力発電所の早期再稼働に向けた取組みを進めてまいりました。

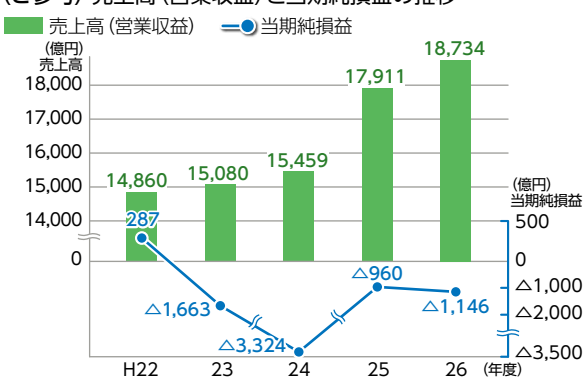
このような状況のもと、当期の連結収支につきましては、収入面では、電気事業において、販売電力量の減少はありましたが、前期の期中に実施しました電気料金の値上げや燃料費調整の影響による料金単価の上昇などにより電灯電力料が増加したことや、再エネ特措法交付金が増加したことなどから、売上高（営業収益）は前期に比べ4.6％増の１兆8,734億円、経常収益は4.6％増の１兆8,900億円となりました。一方、支出面では、グループ一体となったコスト削減に取り組む中、電気事業において、燃料価格の下落による燃料費の減少などはありましたが、再生可能エネルギー電源からの購入電力料が増加したことや、火力発電所など設備の点検・補修のための修繕費が増加したことなどから、経常費用は1.3％増の１兆9,637億円となりました。

以上により、経常損益は前期に比べ577億円赤字幅が縮小し736億円の損失となりました。

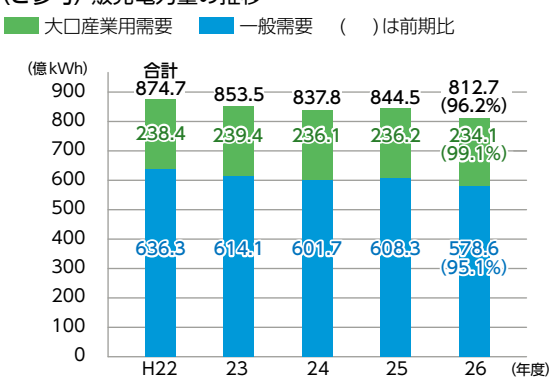
また、資産の売却などの特別利益が減少したことや、税制改正の影響などにより繰延税金資産の一部を取り崩したことに伴い法人税等調整額が増加したことなどから、当期純損益は185億円赤字幅が拡大し1,146億円の損失となりました。

このような業績を踏まえ、当期の配当につきましては、誠に遺憾ではございますが、見送らせていただきたく存じます。

（ご参考）売上高（営業収益）と当期純損益の推移



（ご参考）販売電力量の推移



事業別の業績（内部取引消去前）は、次のとおりとなりました。

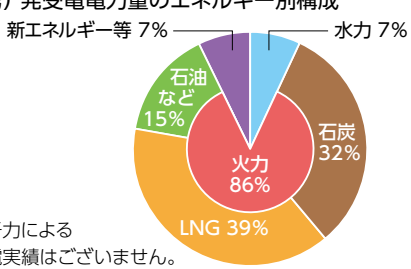
a 電気事業

当期の販売電力量につきましては、電灯、業務用電力などの一般需要は、５月から10月の気温が前年に対し低めに推移したことによる冷房需要の減少などから、前期に比べ4.9％の減少となりました。また、大口産業用需要は、非鉄金属などが増加したものの、鉄鋼などが減少したことから、0.9％の減少となりました。この結果、総販売電力量は812億７千万kWhとなり、3.8％の減少となりました。

一方、供給面につきましては、原子力発電所の運転停止が継続している中、需要の減少や新エネルギー等の受電増加などがありましたが、自社火力などを調整し対応しました。自社発電分と他社からの受電分を加えた発受電電力量のエネルギー別構成比でみますと、原子力０％、火力86％、水力７％、新エネルギー等７％となっております。

当期の業績につきましては、売上高は、販売電力量の減少はありましたが、前期の期中に実施しました電気料金の値上げや燃料費調整の影響による料金単価の上昇などにより電灯電力料が増加したことや、再エネ特措法交付金が増加したことなどから、前期に比べ5.3％増の１兆7,218億円となりました。一方、営業費用は、燃料価格の下落による燃料費の減少などはありましたが、再生可能エネルギー電源からの購入電力料が増加したことや、火力発電所など設備の点検・補修のための修繕費が増加したことなどから、1.9％増の１兆7,903億円となりました。以上により、営業損益は、531億円赤字幅が縮小し684億円の損失となりました。

（ご参考）発受電電力量のエネルギー別構成



(注) 原子力による発電実績はございません。

b エネルギー関連事業

売上高は、発電所における補修工事及び設備保全業務受託の増加などにより、前期に比べ9.2％増の1,866億円、営業利益は、プラント工事に係る売上原価の増加などもあり、5.9％増の109億円となりました。

c 情報通信事業

売上高は、情報システム開発の受託増や電気通信機器販売の増加などにより、前期に比べ7.6％増の965億円、営業利益は、ブロードバンドサービスに係る費用の増加などもあり、前期並みの114億円となりました。

d その他の事業

売上高は、不動産販売に係る収入の減少などにより、前期に比べ5.2％減の257億円、営業利益は、賃貸建物の減価償却費の減少などにより、12.6％増の36億円となりました。

〈事業別の業績〉

	売上高			営業利益又は営業損失（△）		
	金額（億円）	対前期増減（億円）	前期比（%）	金額（億円）	対前期増減（億円）	前期比（%）
電気事業	17,218	870	105.3	△ 684	531	–
エネルギー関連事業	1,866	156	109.2	109	6	105.9
情報通信事業	965	68	107.6	114	–	100.7
その他の事業	257	△ 14	94.8	36	4	112.6
計	20,308	1,080	105.6	△ 424	542	–
内部取引消去	△1,573	△ 257	–	△ 9	△ 17	–
連結	18,734	823	104.6	△ 433	525	–

(注)「電気事業」は、当社事業から附帯事業を除いたものであります。

2 対処すべき課題

当社は、「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランド・メッセージとする「九州電力の思い」のもと、責任あるエネルギー事業者として、安定した電力・エネルギーをお客さまにしっかりとお届けすることを使命に、事業活動を進めております。

こうした中、福島第一原子力発電所における深刻な事故を契機に、当社におきましても、全ての原子力発電所が停止し、厳しい収支・財務状況、需給状況となりました。

このため、当社は、徹底した経営の効率化や様々な需給対策に加えて、電気料金の値上げや優先株式の発行を実施いたしました。

しかしながら、原子力発電所の停止が想定した以上に長期化しており、依然として厳しい経営状況が続いております。

当社といたしましては、安全の確保を大前提に、国の審査や検査にグループを挙げて対応し、原子力発電所の一日も早い再稼働を目指してまいります。

また、あらゆる収支改善対策等を講じることによって、こうした状況を打開すべく最大限の努力を傾注してまいります。具体的には、業務委託範囲・内容の見直しや、燃料調達価格の低減努力、高効率火力発電所の優先運転の徹底による経済的な需給運用などの経営効率化に取り組んでまいります。なお、安全確保・法令遵守・安定供給に十分配慮した上で、当面は、修繕工事等の短期限定の規模縮小や中止・繰延べにも努めます。

一方、平成28年には電力システム改革に伴う小売全面自由化が予定されており、今後、本格的な競争時代を迎えます。

このような状況のもと、お客さまから信頼され、選ばれ続けるためには、グループ一体となった変革を加速させていく必要があります。このため、本年４月に新たな「グループ中期経営方針」を策定し、「2030年のありたい姿」と、その実現に向けた３つの戦略の柱を定め、平成27～31年度の５か年において重点的に取り組むべき施策を示しました。

今後、この新たな経営方針のもと、全力を挙げて以下の取組みを推進してまいります。

Ⅰ 九州のお客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えしてまいります

○ 電力の安定供給の確保

依然として厳しい需給状況が続く中、電力設備の安全・安定運転を徹底し、安定供給の使命を果たしてまいります。

原子力発電につきましては、福島第一原子力発電所のような事故は決して起こさないという固い決意のもと、更なる安全性向上のための自主的かつ継続的な取組みを進めてまいります。

また、電力システム改革に伴う競争環境を見据えて、競争力と安定性を備えた電源を確保するため、新大分３号系列第４軸及び松浦２号の開発を着実に進めるとともに、燃料トレーディングの導入や上流権益投資の推進などにより、燃料調達における柔軟性の向上と競争力の強化を図ってまいります。

さらに、将来の環境変化にも柔軟に対応できるよう、原子力、石炭、ＬＮＧ及び水力・地熱等の再生可能エネルギーによるバランスの取れた供給体制を構築してまいります。

なお、太陽光など気象条件等による出力変動の大き

い再生可能エネルギーにつきましては、電力の安定供給を前提として、導入に努めてまいります。

○ **多様なエネルギーサービスの提供**

当社グループの基盤である九州において、「電気をお届けする」会社から「エネルギーサービスを提供する」企業グループとなり、エネルギーに関するお客さまニーズにお応えした様々なサービスの最適な組合せを、ワンストップでお届けしてまいります。

小売が全面自由化されるガス事業につきましても、これまでの卸供給に加え、小売事業に本格的に参入してまいります。

Ⅱ 九電グループの強みを活かして、成長市場で発展してまいります

○ **海外電気事業の強化**

海外電気事業につきましては、2030年時点での発電事業持分出力500万kWを目標に、これまで国内外で蓄積した技術・ノウハウを活かして、市場の成長性が高いアジアを中心に発電事業を拡大してまいります。

また、新興国における高効率石炭火力発電所建設に係る事業性調査など、海外コンサルティングについても積極的に展開してまいります。

○ **九州域外における電気事業の展開**

九州域外における電気事業につきましては、九州域内からの供給に加え、他社とのアライアンス等により、域外における電源開発にも取り組んでまいります。具体的には、関東エリアにおける石炭火力発電所の共同開発について、検討を進めております。

○ **再生可能エネルギー事業の拡大**

世界的な成長分野である再生可能エネルギー事業につきましては、安定供給や環境への影響を考慮しながら、地熱や水力を中心に国内外で積極的に展開してまいります。

Ⅲ 強固な事業基盤を築いてまいります

○ **競争力の源泉となる人材と組織の強化**

今後の競争環境を見据え、情熱を持って変革をリードする人材や、創意工夫を凝らして業務の改善・改革を実践できる人材の育成に取り組んでまいります。

また、環境が大きく変化する中においても、スピード感をもって、柔軟に対応できる組織・業務運営体制を構築してまいります。

○ **九電グループ一体となった財務基盤・競争力強化**

事業活動全般にわたる徹底した効率化に努め、競争力を強化することで、収支の改善、財務基盤の回復に努めてまいります。

具体的には、外部知見を活用した資機材調達改革や、継続的な原価低減に向けた原価意識の向上及び原価管理の強化に取り組んでまいります。

また、競争優位性の構築に向け、グループ一体となった技術開発の推進やこれまで培ってきた技術力・スキルの維持・継承に取り組んでまいります。

○ **安全・安心の追求**

全ての事業活動の基本として、安全・安心を最優先に取り組んでまいります。

特に、原子力につきましては、安全への取組みに終わりがないことを強く自覚し、経営トップの強いリーダーシップのもと、リスクマネジメントの強化に努めてまいります。また、地域の皆さまとのフェイス・トゥ・フェイスの対話活動を進め、皆さまの声を当社の取組みに反映させてまいります。

○ **ＣＳＲ（企業の社会的責任）経営の徹底**

法令遵守はもとより、社会から信頼される行動による誠実かつ公正な事業運営を徹底してまいります。

また、社会とのコミュニケーションを強化し、いただいた声を事業運営に的確に反映してまいります。併せて、迅速で分かりやすい情報公開を徹底し、事業活動の透明性を高めてまいります。

さらに、ボランティア活動など地域の皆さまとの協働を通じて、社会的課題の解決に貢献し、ともに発展してまいります。

当社といたしましては、これらの取組みをグループ一体となって進めることにより、持続的な成長を目指すとともに、ステークホルダーの皆さまへの価値提供を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

（ご参考）九州電力グループ中期経営方針（平成27～31年度）

○ **2030年のありたい姿**

「日本一のエネルギーサービス」を提供する企業グループ
～やっぱり！エネルギーは九電グループ～

○ **ありたい姿に向けた3つの戦略の柱**

Ⅰ　基盤である九州において、「電気をお届けする」会社から「エネルギーサービスを提供する」企業グループとなり、お客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えし、地域・社会とともに発展していく

Ⅱ　九電グループが培ってきた強みを活かして、海外エネルギー事業、九州域外エネルギー事業、再生可能エネルギー事業で成長していく

Ⅲ　戦略実行に必要な組織力を強化し、強固な事業基盤を築く

○ **成長事業の目標**

	現　状	２０３０年
海外電気事業（発電事業持分出力）	１５０万kW	５００万kW
九州域外電気事業（電源開発量）	―	２００万kW
再生可能エネルギー事業（開発量）	１５０万kW	４００万kW

3 設備投資の状況

当期は、当社グループ（当社及び連結子会社）全体で総額2,728億円の設備投資を行いました。

事業区分	金額（億円）
電気事業	2,283
エネルギー関連事業	227
情報通信事業	255
その他の事業	9
内部取引消去	△ 47
合計	**2,728**

また、当期中に完成した設備及び建設中の設備のうち、主なものは次のとおりであります。

a 発電設備

	名称	出力（kW）
建設中	汽力 松浦発電所2号機（増設）	1,000,000
	汽力 新大分発電所3号系列第4軸（増設）	480,000

b 送電設備

	名称	電圧（kV）	亘長（km）
建設中	日向幹線（新設）	500	124.0
	脊振伊都線（新設）	220	19.5

c 変電設備

	名称	電圧（kV）	出力（万kVA）
完成	ひむか変電所（新設）	500	100
建設中	伊都変電所（新設）	220	60
	東九州変電所（増設）	500	150
	大分変電所（増設）	220	30

4 資金調達の状況

当期における当社グループ（当社及び連結子会社）全体の外部資金調達は次のとおりであります。

a 社　　債
発 行 額　　1,400億円
償 還 額　　998億円

b 借 入 金
借 入 額　　4,173億円
返 済 額　　2,426億円

c コマーシャル・ペーパー
発 行 額　　690億円
償 還 額　　690億円

d 株　　式
発 行 額　　1,000億円

（注） 平成26年８月１日に第三者割当の方法により、Ａ種優先株式1,000株を発行いたしました。

5 財産及び損益の状況の推移（連結）

区分＼期	第88期 平成23年度	第89期 平成24年度	第90期 平成25年度	第91期 平成26年度(当期)
売上高（億円）	15,080	15,459	17,911	18,734
経常損失（△）（億円）	△ 2,135	△ 3,312	△ 1,314	△ 736
当期純損失（△）（億円）	△ 1,663	△ 3,324	△ 960	△ 1,146
１株当たり当期純損失（△）（円）	△351.80	△702.98	△203.19	△242.38
総資産（億円）	44,280	45,265	45,498	47,847

6 重要な子会社等の状況

a　重要な子会社の状況

会　社　名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社キューデン・インターナショナル	23,150	100.0 (100.0)	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有
九州通信ネットワーク株式会社	22,020	100.0 (100.0)	電気通信回線の提供
大分エル・エヌ・ジー株式会社	7,500	98.0 (98.0)	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化、送出及び販売
株式会社電気ビル	3,395	92.0 (90.4)	不動産の管理及び賃貸
北九州エル・エヌ・ジー株式会社	4,000	75.0 (75.0)	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化、送出及び販売
九電みらいエナジー株式会社	645	100.0 (100.0)	再生可能エネルギー事業
ニシム電子工業株式会社	300	100.0 (100.0)	電気通信機器製造販売、工事及び保守
株式会社キャピタル・キューデン	285	100.0 (100.0)	有価証券の取得、保有及び事業資金の貸付
九電テクノシステムズ株式会社	327	85.2 (81.4)	電気機械器具の製造、販売及び電気計測機器の整備、保守管理
株式会社九電ハイテック	200	100.0 (100.0)	電力設備の保守及び補修
西日本空輸株式会社	360	54.7 (54.7)	航空機による貨物の輸送
西日本プラント工業株式会社	150	85.0 (85.0)	発電所の建設及び保修工事
九州高圧コンクリート工業株式会社	240	51.3 (51.3)	コンクリートポールの生産及び販売
九電産業株式会社	117	100.0 (99.6)	発電所の環境保全関連業務
九電ビジネスソリューションズ株式会社	100	100.0 (100.0)	情報システム開発、運用及び保守
株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	100	61.3 (0.0)	コンピューターソフトウェアの開発及び販売
西日本技術開発株式会社	40	100.0 (68.8)	土木・建築工事の調査及び設計
九電不動産株式会社	32	98.1 (88.5)	不動産の賃貸及び用地業務の受託
九州メンテナンス株式会社	10	82.0 (34.0)	不動産の清掃、保守
キューデン・インターナショナル・ネザランド	6,545	100.0 (0.0)	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有
パシフィック・ホープ・シッピング・リミテッド	4,071	60.0 (60.0)	ＬＮＧ船の購入、保有、運航、定期傭船(貸出)
キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	百万米ドル 126	100.0 (100.0)	キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社の株式保有、管理(資金、税務、会計等)
キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	百万米ドル 119	100.0 (0.0)	ウィートストーンＬＮＧプロジェクトの鉱区権益・資産保有、生産物引取・販売
九電新桃投資股份有限公司	百万台湾ドル 2,400	100.0 (0.0)	新桃ＩＰＰ事業会社への出資

(注)　1　当期において、九州メンテナンス株式会社を追加いたしました。
2　前期において記載しておりました、株式会社福岡エネルギーサービスは、当期は記載しておりません。
3　九州通信ネットワーク株式会社は、株式交換により、平成26年11月14日付で当社の完全子会社となりました。また、同社は、平成27年３月１日に当社の光ファイバ心線貸し事業及び関連する光ファイバ設備を吸収分割により承継いたしました。
4　九電みらいエナジー株式会社は、株式会社キューデン・エコソルが平成26年７月１日に西日本環境エネルギー株式会社の再生可能エネルギー事業を吸収分割により承継し、同日付で社名を変更したものであります。
5　出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。（括弧内は当社直接保有の比率であります。）

b　重要な関連会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
戸畑共同火力株式会社	9,000	50.0 (50.0)	電気の卸供給
株式会社福岡クリーンエナジー	5,000	49.0 (49.0)	廃棄物の処理及び電気・熱の供給
大分共同火力株式会社	4,000	50.0 (50.0)	電気の卸供給
株式会社九電工	7,901	24.4 (24.2)	電気工事
株式会社キューヘン	225	35.9 (35.9)	電気機械器具の製造及び販売
誠新産業株式会社	200	26.5 (18.0)	電気機械器具の販売
株式会社九建	100	15.2 (15.2)	送電線路の建設及び保修工事
ｷｭｳｼｭｳ･ﾄｳﾎｸ･ｴﾝﾘｯﾁﾒﾝﾄ･ｲﾝﾍﾞｽﾃｨﾝｸﾞ社	百万ユーロ 103	50.0 (50.0)	ウラン濃縮事業への投資
エレクトリシダ・アギラ・デ・トゥクスパン社	百万メキシコペソ 641	50.0 (0.0)	天然ガスを燃料とした発電事業
エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクスパン社	百万メキシコペソ 493	50.0 (0.0)	天然ガスを燃料とした発電事業

(注)　出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。（括弧内は当社直接保有の比率であります。）

7 主要な事業内容

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な事業内容は次のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
電気事業	電力供給
エネルギー関連事業	液化天然ガスの受入・貯蔵・気化・送出及び販売、再生可能エネルギー事業、電気機械器具の製造及び販売、電力設備の保守及び補修、発電所の建設及び保修工事、コンクリートポールの生産及び販売、発電所の環境保全関連業務、土木・建築工事の調査及び設計
情報通信事業	電気通信回線の提供、電気通信機器製造販売・工事及び保守、情報システム開発・運用及び保守
その他の事業	有価証券の取得・保有及び事業資金の貸付、不動産の管理及び賃貸、用地業務の受託

8 主要な事業所

a　当社の主要な事業所

(a)　本店及び支社

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
本店	福岡市	長崎支社	長崎市	鹿児島支社	鹿児島市
北九州支社	北九州市	大分支社	大分市	東京支社	東京都千代田区
福岡支社	福岡市	熊本支社	熊本市		
佐賀支社	佐賀市	宮崎支社	宮崎市		

(b)　主要な発電所

設備別		発電所名（所在地）
水力		天山（佐賀県）、松原、女子畑、柳又（以上大分県）、黒川第一、大平（以上熊本県）、上椎葉、岩屋戸、塚原、諸塚、山須原、西郷、小丸川、川原、一ツ瀬、大淀川第一、大淀川第二（以上宮崎県）
汽力		新小倉、苅田、豊前（以上福岡県）、唐津（佐賀県）、松浦、相浦（以上長崎県）、新大分（大分県）、苓北（熊本県）、川内（鹿児島県）
原子力		玄海（佐賀県）、川内（鹿児島県）
内燃力		豊玉、新壱岐、福江第二、新有川（以上長崎県）、新種子島、竜郷、名瀬、新徳之島（以上鹿児島県）
新エネルギー等	風力	野間岬ウインドパーク（鹿児島県）
	地熱	滝上、大岳、八丁原、八丁原バイナリー（以上大分県）、大霧、山川（以上鹿児島県）
	太陽光	メガソーラー大牟田(福岡県)

(注)　1　玄海原子力発電所１号機は、平成27年４月27日をもって廃止いたしました。
　　2　唐津発電所は、平成27年６月中に廃止する予定であります。

b　重要な子会社の主要な事業所

会社名	本店所在地	会社名	本店所在地
株式会社キューデン・インターナショナル	福岡県福岡市	九州高圧コンクリート工業株式会社	福岡県福岡市
九州通信ネットワーク株式会社	福岡県福岡市	九電産業株式会社	福岡県福岡市
大分エル・エヌ・ジー株式会社	大分県大分市	九電ビジネスソリューションズ株式会社	福岡県福岡市
株式会社電気ビル	福岡県福岡市	株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	熊本県熊本市
北九州エル・エヌ・ジー株式会社	福岡県北九州市	西日本技術開発株式会社	福岡県福岡市
九電みらいエナジー株式会社	福岡県福岡市	九電不動産株式会社	福岡県福岡市
ニシム電子工業株式会社	福岡県福岡市	九州メンテナンス株式会社	福岡県福岡市
株式会社キャピタル・キューデン	福岡県福岡市	キューデン・インターナショナル・ネザランド	オランダ王国
九電テクノシステムズ株式会社	福岡県福岡市	パシフィック・ホープ・シッピング・リミテッド	バハマ国
株式会社九電ハイテック	福岡県福岡市	キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	オーストラリア連邦
西日本空輸株式会社	福岡県福岡市	キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	オーストラリア連邦
西日本プラント工業株式会社	福岡県福岡市	九電新桃投資股份有限公司	台湾

9 従業員の状況

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の従業員数は次のとおりであります。

事業区分	従業員数（名）
電気事業	11,098
エネルギー関連事業	6,330
情報通信事業	2,340
その他の事業	985
合計	20,753

（注） 従業員数は、就業人員で記載しております。

10 主要な借入先

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な外部借入先は次のとおりであります。

借入先	借入金残高（億円）
株式会社日本政策投資銀行	3,220
株式会社みずほ銀行	2,788
株式会社三井住友銀行	2,147
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,486
株式会社国際協力銀行	1,364
明治安田生命保険相互会社	1,271
日本生命保険相互会社	1,100
株式会社西日本シティ銀行	948
株式会社福岡銀行	855
三井住友信託銀行株式会社	638

2 会社の株式に関する事項

当期末の当社の株式に関する事項は次のとおりであります。

1 発行可能株式総数　10億株

a　普通株式　10億株　　b　A種優先株式　1,000株

2 発行済株式の総数

a　普通株式　4億7,418万3,951株　　b　A種優先株式　1,000株

3 株　主　数

a　普通株式　16万3,189名　　b　A種優先株式　1名

4 大　株　主

a　普通株式

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
明治安田生命保険相互会社	22,882	4.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	21,577	4.6
高知信用金庫	14,765	3.1
日本生命保険相互会社	14,763	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,089	2.6
九栄会	10,116	2.1
株式会社みずほ銀行	9,669	2.0
株式会社福岡銀行	8,669	1.8
株式会社三井住友銀行	8,480	1.8
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	5,930	1.3

(注)　1　持株比率は、自己株式（192,861株）を除いて計算しております。
　　2　九栄会は、当社の従業員持株会であります。

b　A種優先株式

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社日本政策投資銀行	1,000	100.0

(注)　平成26年８月１日に第三者割当の方法により、A種優先株式1,000株を発行いたしました。

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等

氏　名	地　位	担当及び重要な兼職の状況
貫　正義	代表取締役会長	
瓜生　道明	代表取締役社長	
山元　春義	代表取締役副社長	
鎮西　正直	代表取締役副社長	ＣＳＲに関する事項、危機管理官、原子力コミュニケーション本部長
吉迫　徹	代表取締役副社長	
佐藤　尚文	代表取締役副社長	
荒牧　智之	取　締　役	常務執行役員、人材活性化本部長、社長室に関する事項
平田　宗充	取　締　役	常務執行役員、お客さま本部長
大島　洋	取　締　役	常務執行役員、お客さま本部副本部長
伊﨑　数博	取　締　役	常務執行役員、発電本部長
薬真寺　偉臣	取　締　役	常務執行役員、地域共生本部長
佐々木　有三	取　締　役	常務執行役員、技術本部長
渡辺　顯好	取　締　役	トヨタ自動車九州株式会社相談役
松井　茂	常任監査役(常勤)	
小野　丈夫	監　査　役(常勤)	
平野　俊明	監　査　役(常勤)	
矢田　俊文	監　査　役	
内海　善雄	監　査　役	
古荘　文子	監　査　役	古荘土地有限会社代表取締役

(注)　1　取締役佐々木有三氏及び監査役平野俊明氏は、平成26年６月26日開催の第90回定時株主総会において、新たに選任され就任しました。
2　代表取締役津上賢治、取締役山﨑正幸、同内藤富夫、同坂口盛一の４氏及び監査役安元伸司氏は、平成26年６月26日開催の第90回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任しました。
3　取締役渡辺顯好氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
4　監査役矢田俊文、同内海善雄、同古荘文子の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
5　取締役渡辺顯好氏及び監査役矢田俊文、同内海善雄、同古荘文子の３氏は、各証券取引所が定める独立役員であります。
6　監査役松井　茂氏は、当社の経理担当上席執行役員を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7　平成26年６月26日開催の第90回定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項に定める補欠監査役として山出和幸氏が選任されております。

2 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	17名	271百万円
監査役	7名	74百万円

(注) 1 上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）4名に対する報酬等の額は26百万円であります。
2 当事業年度に係る取締役賞与については、支給しないことといたしました。
3 上記の取締役及び監査役の員数には、平成26年6月26日開催の第90回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役1名が含まれております。
4 株主総会決議による月例報酬限度額は、次のとおりであります。
取締役 月額60百万円以内
監査役 月額14百万円以内
5 株主総会決議による取締役賞与限度額は、年額140百万円以内であります。

3 社外役員に関する事項

a 取締役

(a) **渡辺顯好**

ア 重要な兼職先と当社との関係
同氏は、トヨタ自動車九州株式会社の相談役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

イ 当事業年度における主な活動状況
当期において開催された取締役会18回中16回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

b 監査役

(a) **矢田俊文**

ア 重要な兼職先と当社との関係
該当する事項はありません。

イ 当事業年度における主な活動状況
当期において開催された取締役会18回中17回、監査役会15回全てに出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(b) **内海善雄**

ア 重要な兼職先と当社との関係
該当する事項はありません。

イ 当事業年度における主な活動状況
当期において開催された取締役会18回中17回、監査役会15回全てに出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(c) **古荘文子**

ア　重要な兼職先と当社との関係

同氏は、古荘土地有限会社の代表取締役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

イ　当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会18回中17回、監査役会15回中14回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

c　**責任限定契約の内容の概要**

当社は、社外役員全員との間に、それぞれ会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。

4 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

a　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　87百万円
b　当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　144百万円

（注）1　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記aの金額にはこれらの合計額を記載しております。
2　当社の重要な子会社である大分エル・エヌ・ジー株式会社、株式会社電気ビル、株式会社キャピタル・キューデン、九電不動産株式会社、キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社、キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社、九電新桃投資股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと判断する場合、その他会計監査人に当社の監査を継続させることが相当でないと判断する場合には、当該会計監査人の解任又は不再任を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務執行の法令・定款への適合及び会社業務の適正を確保するため、以下の体制を整備する。

1 取締役の職務執行の法令等への適合を確保するための体制

○ 取締役会は、原則として毎月１回、また必要に応じて随時開催し、予め定めた規程に則り、経営上の重要な事項について審議・決定する。また、取締役及び執行役員の職務執行を監督するため、職務の執行状況の報告を定期的に受ける。

○ 取締役会は、その監督機能の有効性を高めるため、２名以上の社外取締役の設置などにより、当社から独立した立場からの助言等を受ける。

○ 取締役会は、法令や企業倫理、社内規程等の遵守の徹底を図るため、社長を委員長とし社外の有識者等を含めた「コンプライアンス委員会」を設置し、公正な事業活動を推進する。

○ 取締役及び執行役員は、全ての事業活動の規範として定められた「九州電力グループ行動憲章」及びこれに基づく行動規範である「コンプライアンス行動指針」を率先して実践する。

特に、託送業務における公平・中立を確保するため、規定を整備し、従業員に周知・徹底する。

○ 取締役及び執行役員は、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との関係を遮断する。

○ 取締役会、取締役及び執行役員は、監査役が、適法性を欠くおそれのある事実、あるいは会社へ著しい損害を与えるおそれのある事実等に対して勧告及び助言を行った場合は、これを尊重する。

2 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

○ 取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書については、社内規程に基づき、管理責任箇所を定め適正に保存・管理する。

○ 職務執行に係る情報については、情報セキュリティに関する基本方針、規程に基づき必要に応じたセキュリティの確保を図る。

3 リスク管理に関する体制

○ 経営に影響を与えるリスクについては、リスク管理に関する規程に基づき、定期的にリスクの抽出、分類、評価を行い、全社大及び部門業務に係る重要なリスクを明確にする。

○ 各部門及び事業所は、明確にされた重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み、適切に管理する。

○ 複数の部門等に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについては、関連する部門等で情報を共有したうえで、対応体制を明確にし、適切に対処する。

○ 特に、原子力については、社外の知見や意見等も踏まえ、幅広いリスクの把握に努め、継続的にその低減を図る。

○ これらのリスク等が顕在化し、非常災害や社会的信用を失墜させる事態、その他会社経営及び社会に重大な影響を与える事象が発生した場合に、これに迅速、的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程に定めるとともに、定期的に訓練等を実施する。

4 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

○　取締役会決定事項のうち予め協議を必要とする事項や、社長が会社の業務執行を統轄するにあたり重要な業務の実施に関する事項について協議するための組織として、「経営会議」を設置する。また、重要事項についての事前の審議・調整を行うための会議体を必要に応じて設置する。

○　会社業務の執行にあたり、意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図るため、「執行役員」を設置する。

○　取締役会は、代表取締役及び執行役員の業務委嘱、業務担当等を定め、代表取締役及び執行役員は、これに基づき業務の執行にあたる。

○　取締役、執行役員及び従業員の適正かつ効率的な職務執行を確保するため、「組織・権限規程」において、各部署の分掌事項、各職位の基本的役割と職務及び権限等を定める。

5 従業員の職務執行の法令等への適合を確保するための体制

(1) 法令等の遵守のための体制

○　各部門等に「コンプライアンス責任者」を設置し、「コンプライアンス委員会」において策定した基本的な方針や提言、審議した具体策等に従い、企業倫理・法令等の遵守を推進する。

○　コンプライアンスの徹底を図るため、従業員に対するＩＴ利用に伴うリスク管理も含めた教育・研修等を行い、「九州電力グループ行動憲章」及び「コンプライアンス行動指針」の浸透と定着を図る。

○　当社及びグループ会社の社員等からコンプライアンスに関する相談を受け付けるため、「コンプライアンス相談窓口」を社内、社外にそれぞれ設置し、相談者保護など、適切な運営を図る。

○　財務報告に関する内部統制を適正に運用し、必要に応じて是正できる体制を整備することによって、財務報告の信頼性確保を図る。

(2) 内部監査の体制

○　業務運営の適正性と経営効率の向上等を図るため、業務執行に対し中立性を持った内部監査組織を設置し、各部門・事業所における法令等の遵守や業務執行の状況等について監査する。

○　原子力・火力発電設備及び送変電設備等の重要な設備については、別途専任の内部監査組織を設置し、保安活動に係る品質保証体制及びこれに基づく業務執行の状況等について監査する。

6 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

○　企業グループ全体の基本理念や経営方針等を共有し、グループ一体となった経営を推進する。

○　グループの経営課題に対処するため、グループ会社にリスク等への対応策を織り込んだ事業計画の策定や実績の報告を求めるとともに、当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、グループ会社との事前協議を行う。

○　企業グループの公正な事業活動を推進するため、グループ会社と一体となったコンプライアンス教育等を実施し、「九州電力グループ行動憲章」の周知・浸透を図るとともに、グループ各社において、行動指針の策定や内部通報窓口の設置等の促進を図る。

○　企業グループ内における相互の緊密な情報連携のため、重要なグループ会社で構成する各種会議体を設置するとともに、企業グループの情報ネットワークの活用を図る。

○　当社内部監査組織は、グループ会社に対し、必要に応じて監査を実施する。

7 監査役の職務執行の実効性を確保するための体制

(1) 監査役を補助するスタッフの体制

○ 監査役の職務を補助するため、専任の組織として「監査役室」を設置し、必要な人員を配置する。

(2) 監査役スタッフの独立性を確保するための体制

○ 監査役室に所属する従業員は、監査役の指揮命令の下で職務を執行する。

○ 監査役室に所属する従業員の人事に関する事項については、監査役と事前に協議する。

(3) 監査役への報告に関する体制

○ 取締役、執行役員及び従業員は、監査役から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。

グループ会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員は、当社監査役から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。

○ 取締役及び執行役員は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告を行う。

グループ会社の取締役、執行役員及び監査役は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに当社監査役に報告を行う。

○ 取締役は、監査役に上記の報告を行った者がそれにより不利な取扱いを受けないように適切に対応する。

(4) その他監査役の監査の実効性を確保するための体制

○ 取締役は、監査役からの「経営会議」等重要会議への出席要請に応じるとともに、重要文書の閲覧、その他監査業務の執行に必要な調査及び費用の確保に協力する。

○ 代表取締役及び内部監査部門は、監査役と定期的に会合をもち、意見交換等を行う。

メ　モ

連結計算書類

連結貸借対照表（平成27年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部

科目	金額
固定資産	**3,925,720**
電気事業固定資産	**2,248,572**
水力発電設備	285,370
汽力発電設備	156,633
原子力発電設備	196,062
内燃力発電設備	17,909
新エネルギー等発電設備	14,673
送電設備	625,131
変電設備	216,918
配電設備	613,880
業務設備	116,210
その他の電気事業固定資産	5,782
その他の固定資産	**327,314**
固定資産仮勘定	**431,741**
建設仮勘定及び除却仮勘定	410,049
原子力廃止関連仮勘定	21,692
核燃料	**280,616**
装荷核燃料	75,531
加工中等核燃料	205,084
投資その他の資産	**637,475**
長期投資	106,018
使用済燃料再処理等積立金	282,071
退職給付に係る資産	14,925
繰延税金資産	127,072
その他	108,727
貸倒引当金（貸方）	△ 1,339
流動資産	**859,015**
現金及び預金	512,472
受取手形及び売掛金	179,065
たな卸資産	81,433
繰延税金資産	34,068
その他	52,797
貸倒引当金（貸方）	△ 822
合計	**4,784,735**

負債及び純資産の部

科目	金額
固定負債	**3,499,896**
社債	1,064,274
長期借入金	1,773,867
使用済燃料再処理等引当金	294,345
使用済燃料再処理等準備引当金	28,320
退職給付に係る負債	90,547
資産除去債務	207,437
繰延税金負債	527
その他	40,575
流動負債	**832,156**
1年以内に期限到来の固定負債	397,338
短期借入金	119,001
支払手形及び買掛金	97,115
未払税金	27,325
繰延税金負債	66
その他	191,310
引当金	**1,692**
渇水準備引当金	1,692
負債合計	**4,333,744**
株主資本	**427,157**
資本金	237,304
資本剰余金	130,344
利益剰余金	60,175
自己株式	△ 666
その他の包括利益累計額	**4,370**
その他有価証券評価差額金	4,097
繰延ヘッジ損益	596
為替換算調整勘定	△ 18
退職給付に係る調整累計額	△ 305
少数株主持分	**19,462**
純資産合計	**450,990**
合計	**4,784,735**

連結損益計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部

科目	金額
営業費用	**1,916,782**
電気事業営業費用	1,779,711
その他事業営業費用	137,070
営業損失	(43,314)
営業外費用	**46,963**
支払利息	40,148
その他	6,815
当期経常費用合計	**1,963,746**
当期経常損失	**73,693**
渇水準備金引当又は取崩し	**1,692**
渇水準備金引当	1,692
税金等調整前当期純損失	**72,901**
法人税等	**40,324**
法人税等	7,114
法人税等調整額	33,210
少数株主損益調整前当期純損失	**113,225**
少数株主利益	**1,470**
当期純損失	**114,695**

収益の部

科目	金額
営業収益	**1,873,467**
電気事業営業収益	1,719,570
その他事業営業収益	153,897
営業外収益	**16,584**
受取配当金	2,100
受取利息	4,135
為替差益	2,227
持分法による投資利益	3,400
その他	4,719
当期経常収益合計	**1,890,052**
特別利益	**2,484**
固定資産売却益	2,484

連結株主資本等変動計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	237,304	31,130	174,871	△ 2,340	440,966	2,352	4,235	△ 450	28,429	34,566	18,699	494,232
当連結会計年度変動額												
新株の発行	50,000	50,000			100,000							100,000
資本金から剰余金への振替	△ 50,000	50,000			–							–
当期純損失			△114,695		△114,695							△114,695
自己株式の取得				△ 14	△ 14							△ 14
自己株式の処分		△ 303		580	277							277
株式交換による変動額		△ 482		1,107	624							624
株主資本以外の項目の当該連結会計年度変動額（純額）						1,745	△ 3,639	432	△ 28,734	△ 30,195	762	△ 29,433
当連結会計年度変動額合計	–	99,213	△114,695	1,673	△ 13,808	1,745	△ 3,639	432	△ 28,734	△ 30,195	762	△ 43,242
当連結会計年度末残高	237,304	130,344	60,175	△ 666	427,157	4,097	596	△ 18	△ 305	4,370	19,462	450,990

（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書の要旨（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	88,736
投資活動によるキャッシュ・フロー	△268,413
財務活動によるキャッシュ・フロー	310,807
現金及び現金同等物に係る換算差額	579
現金及び現金同等物の増減額	131,710
現金及び現金同等物の期首残高	384,769
現金及び現金同等物の期末残高	516,480

貸借対照表（平成27年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部

科目	金額
固定資産	**3,651,325**
電気事業固定資産	**2,281,270**
水力発電設備	288,429
汽力発電設備	158,031
原子力発電設備	199,313
内燃力発電設備	18,465
新エネルギー等発電設備	14,980
送電設備	632,131
変電設備	220,839
配電設備	625,075
業務設備	118,221
貸付設備	5,782
附帯事業固定資産	**9,617**
事業外固定資産	**3,620**
固定資産仮勘定	**391,725**
建設仮勘定	367,377
除却仮勘定	2,655
原子力廃止関連仮勘定	21,692
核燃料	**280,616**
装荷核燃料	75,531
加工中等核燃料	205,084
投資その他の資産	**684,474**
長期投資	94,780
関係会社長期投資	184,605
使用済燃料再処理等積立金	282,071
長期前払費用	6,562
前払年金費用	9,779
繰延税金資産	107,187
貸倒引当金（貸方）	△ 512
流動資産	**739,586**
現金及び預金	466,141
売掛金	149,455
諸未収入金	15,829
貯蔵品	60,005
前払費用	3,392
関係会社短期債権	2,368
繰延税金資産	30,371
雑流動資産	12,474
貸倒引当金（貸方）	△ 452
合計	**4,390,912**

負債及び純資産の部

科目	金額
固定負債	**3,327,820**
社債	1,064,374
長期借入金	1,645,634
長期未払債務	7,250
リース債務	1,474
関係会社長期債務	1,290
退職給付引当金	69,686
使用済燃料再処理等引当金	294,345
使用済燃料再処理等準備引当金	28,320
資産除去債務	206,113
雑固定負債	9,328
流動負債	**739,099**
1年以内に期限到来の固定負債	349,464
短期借入金	115,000
買掛金	82,961
未払金	32,336
未払費用	80,502
未払税金	18,709
預り金	1,223
関係会社短期債務	43,270
諸前受金	14,001
雑流動負債	1,630
引当金	**1,692**
渇水準備引当金	1,692
負債合計	**4,068,612**
株主資本	**318,673**
資本金	**237,304**
資本剰余金	**130,396**
資本準備金	31,087
その他資本剰余金	99,309
利益剰余金	**△ 48,605**
利益準備金	59,326
その他利益剰余金	△ 107,931
海外投資等損失準備金	17
繰越利益剰余金	△ 107,949
自己株式	**△ 423**
評価・換算差額等	**3,626**
その他有価証券評価差額金	1,062
繰延ヘッジ損益	2,564
純資産合計	**322,299**
合計	**4,390,912**

損益計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部

科目	金額
営業費用	**1,820,655**
電気事業営業費用	**1,790,350**
水力発電費	38,483
汽力発電費	731,814
原子力発電費	136,339
内燃力発電費	27,565
新エネルギー等発電費	10,507
地帯間購入電力料	20,137
他社購入電力料	352,300
送電費	83,451
変電費	39,335
配電費	126,919
販売費	47,407
貸付設備費	33
一般管理費	76,850
再エネ特措法納付金	50,978
電源開発促進税	31,211
事業税	17,113
電力費振替勘定（貸方）	△ 97
附帯事業営業費用	**30,304**
光ファイバ心線貸し事業営業費用	4,980
ガス供給事業営業費用	22,502
その他附帯事業営業費用	2,822
営業損失	**(59,380)**
営業外費用	**44,387**
財務費用	**39,524**
支払利息	38,693
株式交付費	402
社債発行費	429
事業外費用	**4,862**
固定資産売却損	239
雑損失	4,623
当期経常費用合計	**1,865,042**
当期経常損失	**93,080**
渇水準備金引当又は取崩し	**1,692**
渇水準備金引当	1,692
税引前当期純損失	**84,905**
法人税等	**34,105**
法人税等	486
法人税等調整額	33,618
当期純損失	**119,010**

収益の部

科目	金額
営業収益	**1,761,275**
電気事業営業収益	**1,721,869**
電灯料	648,539
電力料	897,611
地帯間販売電力料	362
他社販売電力料	16,673
託送収益	7,364
事業者間精算収益	3,385
再エネ特措法交付金	134,196
電気事業雑収益	13,386
貸付設備収益	349
附帯事業営業収益	**39,405**
光ファイバ心線貸し事業営業収益	10,838
ガス供給事業営業収益	24,804
その他附帯事業営業収益	3,762
営業外収益	**10,687**
財務収益	**5,822**
受取配当金	1,777
受取利息	4,044
事業外収益	**4,864**
為替差益	1,779
雑収益	3,085
当期経常収益合計	**1,771,962**
特別利益	**9,867**
固定資産売却益	9,867

株主資本等変動計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計						
						海外投資等損失準備金	繰越利益剰余金							
当事業年度期首残高	237,304	31,087	19	31,107	59,326	16	11,061	70,405	△ 2,153	336,663	418	4,323	4,741	341,405
当事業年度変動額														
新株の発行	50,000	50,000		50,000						100,000				100,000
資本金から剰余金への振替	△ 50,000		50,000	50,000						–				–
準備金から剰余金への振替		△ 50,000	50,000	–						–				–
海外投資等損失準備金の積立						–	–	–		–				–
当期純損失							△119,010	△119,010		△119,010				△119,010
自己株式の取得									△ 14	△ 14				△ 14
自己株式の処分			–	–					–	–				–
株式交換による変動額			△ 709	△ 709					1,744	1,034				1,034
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)											643	△ 1,759	△ 1,115	△ 1,115
当事業年度変動額合計	–	–	99,289	99,289	–	–	△119,011	△119,010	1,730	△ 17,990	643	△ 1,759	△ 1,115	△ 19,105
当事業年度末残高	237,304	31,087	99,309	130,396	59,326	17	△107,949	△ 48,605	△ 423	318,673	1,062	2,564	3,626	322,299

〈ご参考〉

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、以下に示したインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html



※この画面はイメージです。

第91期連結注記表及び個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

九州電力株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　本野正紀　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　磯俣克平　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　室井秀夫　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、九州電力株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、九州電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
連結注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は、エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合の会計処理の方法について、平成27年３月13日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」が施行され、「電気事業会計規則」が改正されたため、同施行日以降は、改正後の「電気事業会計規則」を適用している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

九州電力株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　本野正紀　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　磯俣克平　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　室井秀夫　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、九州電力株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
個別注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は、エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合の会計処理の方法について、平成27年３月13日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」が施行され、「電気事業会計規則」が改正されたため、同施行日以降は、改正後の「電気事業会計規則」を適用している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、

連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　原子力発電所の安全対策については、安全確保に向けた取組みを一層進めていることを確認しております。監査役会は、今後も実施状況等を注視してまいります。

(2)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

九州電力株式会社　監査役会

常任監査役(常勤)	松井　茂	㊞
監査役(常勤)	小野　丈夫	㊞
監査役(常勤)	平野　俊明	㊞
監査役	矢田　俊文	㊞
監査役	内海　善雄	㊞
監査役	古荘　文子	㊞

(注)　監査役矢田俊文、監査役内海善雄及び監査役古荘文子は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上